## 第16号(第18条関係)

第	j	号		打	刻	命	令	書	控				
巫	本	籍											
受命	住	所											
一 者	職氏生年	業名日											
11	生年	月日											
許	可年	月日											
許	可番	号											
銃	砲の利	重 別											
打	刻部	位											
打刻	刻番 (記	5) 号											
打	刻方	法											
打	刻期	限											
確認	年 月打刻の	报 状 況		1									
					切	取	ž	- 線		印			
第十	号銋			打	刻	命	Ì	令	書				
住職	号籍所業												
職   生 <sup>を</sup>	美 手月日												
第				殿						年	月	日	
年 月 日 公安委員会 回 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第2項の規定により、次のとおり打 刻を命ずる。													
打	許可年												
刻銃	許可												
砲	銃種の	種別											
打	刻部	位											
打刻番(記)号													
打	刻 方	法											
打	刻 期	限											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。